

新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例

平成23年6月29日

条例第17号

このまちに住む市民一人一人が、心身ともに健康で、家庭や地域で温かなきずなを感じながら笑顔があふれる日々を過ごすことが私たちの願いです。

しかし、近年、国内で自殺による死亡者が多く発生し、新発田市においても、尊い命が自殺により失われる事態となっています。

このため、一人一人がきずなを深め「いのち」の大切さを認め合い、市民みんなで支え合う新発田市をつくり上げていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、新発田市(以下「市」という。)の自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、もって市民が共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が地域で支え合う地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の実態に則したきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、新潟県、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、新潟県及び関係機関と協力しつつ、自殺に関する現状を把握し、自殺対策を推進しなければならない。

2 市は、次条及び第5条に規定する事業主及び市民の自殺防止等に関する取組を支援するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるなど自殺防止に向けた取組を行うように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人一人が自殺防止に向けた取組を行うように努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる自殺対策に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺対策に関する調査研究の推進
- (2) 自殺対策に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保等
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備
- (5) 医療提供体制の整備
- (6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進
- (7) 自殺未遂者、自殺者の親族などに対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するため、自殺対策行動計画を策定するものとする。

(自殺対策会議の設置)

第9条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、市民、関係機関等で構成する自殺対策会議を設置するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。